稲城市立南山小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策 に関する基本的な方針を定める。

※ い じ め の 定 義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習 その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主幹(主任)、教務主幹(主任)、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1)分かる授業づくり

児童等一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。 第3回のふれあい月間において、いじめ防止に向けた授業をそれぞれ1回以 上行う。その内1回は、保護者に公開する。 (2)道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を 児童等がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 縦割り活動の充実

異学年集団による日々の活動においてお互いを尊重し誰とでも仲良く過ごすことができるように指導する。その際に友達を呼ぶときには必ず「さん」をつけて呼ぶことを徹底させる。

(4)体験活動の充実

他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に 実施する。

(5)学級経営・学級活動の充実

学級活動等において、互いのよさを見付けたり考え方の違いに気付かせたり する活動を取り入れ、児童等の自己有用感や自尊感情を育む。

(6)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

SNS 南山ルールに基づき、使い方の決まりを児童に理解させるとともに、全校児童等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童等及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

(1)アンケート調査の実施………いじめを早期に発見するために、毎学期1 回(6月、11月、2月)に児童等に対す るアンケート調査を実施し、いじめ防止対 策委員会で対策の検討、児童の聞き取りと

支援、指導。保護者への連絡、連携を行う。

(2)生活指導夕会での報告…………生活指導夕会において担任から各学級の 様子や担任以外の教職員から児童の様子 などを報告し、児童について情報を共有

したり共通理解をしたりする。

(3)教育相談の実施…………定期的な教育相談期間を設けて、児童を対象とした SC による教育相談を実施する。

(4)日記や連絡帳の活用…………日記や連絡帳等を活用して、児童等及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(5)いじめ防止に関する研修の実施…いじめの防止に関する教員の研修を年間 計画に位置づけて年3回以上実施し、 日々の観察の仕方など、いじめの防止に 関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

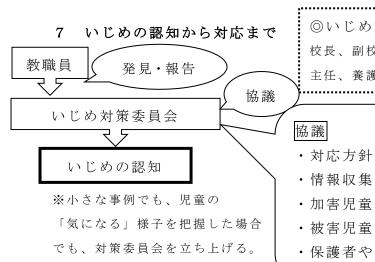
- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とそ

の保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) いじめを受けた児童の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、保 護者への支援や情報共有を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及び支援、その保護者に助言を行う。
- (6) インターネットを通して行われるいじめについて、教育委員会及び関係機 関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- (7) 校長は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断するときは、 警察署との連携を図る。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあ ると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合等)
- イ いじめにより児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席す ることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあ ったとき。
- (2)重大事態への対応
- エ 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生を報告する。
- オ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、 学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- カいじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- キ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。



◎いじめ対策委員会メンバー◎

校長、副校長、生活指導主幹(主任)、教務主幹(主任)、学年 主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等

- 情報収集と情報の共有、記録の作成と保管
- ・加害児童への指導
- ・被害児童の心のケア
- ・保護者や地域、関係機関等との連携